

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月29日
【会社名】	アルヒ株式会社
【英訳名】	ARUHI Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO兼COO 勝屋 敏彦
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
【電話番号】	03-6229-0777
【事務連絡者氏名】	取締役副社長CFO 松本 康子
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
【電話番号】	03-6229-0777
【事務連絡者氏名】	取締役副社長CFO 松本 康子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

2022年6月23日開催の当社第8回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2022年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類 : 金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額 : 当社普通株式1株につき金30円00銭

配当総額 1,059,334,200円

剰余金の配当が効力を生じる日 : 2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更する。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設する。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設する。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除する。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設ける。なお、本附則は期日経過後に削除するものとする。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、浜田宏、勝屋敏彦、松本康子、井手登喜子、火浦俊彦、大信田博之を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として馬場康弘を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として井上明大を選任する。

第6号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式報酬制度における報酬改定の件

2020年6月25日開催の第6回定時株主総会において、取締役の基本報酬とは別枠にて、社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式付与のために支給する金銭債権の総額を年額1億円以内、譲渡制限付株式報酬として新たに発行等される当社の普通株式の総数を年5万株以内とすることにつき決議されているが、これらを、それぞれ年額2億円以内、年10万株以内へと改定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	240,034	1,059	-	（注）1	可決 99.56
第2号議案	239,927	1,166	-	（注）2	可決 99.51
第3号議案					
浜田 宏	238,531	2,562	-	（注）3	可決 98.93
勝屋 敏彦	238,210	2,883	-	（注）3	可決 98.80
松本 康子	239,109	1,984	-	（注）3	可決 99.17
井手 登喜子	239,181	1,912	-	（注）3	可決 99.20
火浦 俊彦	231,447	9,646	-	（注）3	可決 95.99
大信田 博之	239,257	1,836	-	（注）3	可決 99.23
第4号議案					
馬場 康弘	230,986	10,107	-	（注）3	可決 95.80
第5号議案					
井上 明大	230,629	10,463	-	（注）3	可決 95.66
第6号議案	236,834	4,259	-	（注）1	可決 98.23

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

以 上